

11 返すノミニテ何等懸ル必ナク金銀
12 八月五日午後一時争議団代表、飯島
ニ於テ、能村監査役ト会見セルカ
買収サレ、ヲ慮リ、監祖負トシテ
タル上、交渉セシメタル天、両者同流ノ固執ニテ譲云又、
不誠ニ終シリ

以下次頁へ

(6) 八月之日午後二時争議団側代表分次下流谷所
青山社長太平取締役能村監査役等ト会見交渉セルカ青山社長
ハ「前回ノ交渉以外ノ要、求ニ人絶対態マル能ハサル旨」ヲ告
ケ交渉決裂セルカ職工代表者ハ能村監査役ニ窮状ヲ訴ヘ「其
ノ上尚茲分ナリト譲歩セラレ度シレト申出ヲ能村ハ「個人ト
シテ尚一千五百円位ハ考慮スヘシレト回答セルニ代表者等ハ
「其ノ位ノ金額ニテ一同意力承知スルヤ否ヤハ不明ナルニ一應
協議ノ上回答スヘシレト稱シテ退去セリ

六 経 過

1) 労働者側

(1) 八月二日ヨリ下流谷所伊達一〇ニ番地飯高鶴興方ニ争議団
本部ヲ設ケ対策協議中ナルカ目下他ノ総指団体ノ出入ナク平
穩ナリ

(2) 解雇者以外ノ経業員ハ平常通り就業八月二日金田山権外百九